

原告団ニュース

2024年4月1日 第17号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

＝女川原発差止請求控訴事件＝

大詰めを迎える！

第3回口頭弁論期日

4月17日（水）15時～

仙台高等裁判所第101号法廷

14時～前段集会（裁判所前三角公園）

16時～報告集会（弁護士会館4階）



2024年3月23日 デモ行進

被控訴人・東北電力は、私たちが1月31日の第2回期日までの提出を求めていた回答（反論）を引き延ばして2月末日に提出してきました。その内容は、能登半島地震の「能」の字もなく、また裁判所より指示されていた関係機関からの聴取も県が新たに発表した避難時間の試算などの「原子力災害時避難行動周知促進事業」にも全く触れず、相変わらず「事故発生時の具体的危険の立証が無い」と繰り返し、「検査場所が開設できない」「バスの確保ができない」との私たちの詳細な論証には「段階的避難だから渋滞は起こらない」と根拠薄弱な主張を反復するのみで、全く反論になっていません。いよいよこの攻防について、裁判長の5月定年を前にしての裁判所の判断が注目される局面です。是非、一緒に見守って頂きたい。今回も多くの皆さんの傍聴をお願いします。

原告団 団長 原伸雄

東北電力への私たちの最終的な反論・第4準備書面

女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

控訴人らの第4準備書面は、被控訴人第1準備書面に対する再反論を内容とします。

結論から申しますと、被控訴人の第1準備書面の特徴は、控訴人の主張への実質的反論を放棄している点にあります。そして、実質的反論を放棄せざるを得なかったのは、女川地域原子力防災協議会（作業部会）で、避難計画の根幹である「検査場所を開設できるかどうか」「バスの確保と配備ができるかどうか」をテーマにしないで審議したからであります。

人格権侵害の具体的危険の主張立証について

被控訴人は一審判決をなぞるよう、「避難計画の実効性の欠如により人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる必要がある」ところ、その主張立証責任は控訴人にある。などと反論しました。

しかし、放射性物質を異常に放出するような重大事故の具体的危険を主張・立証しようがしまいが、重大事故の可能性があるかないかは無関係であります。また、**深層防護第1層から第4層までがいづどのような原因と経過で破られ、大事**

故が発生するかを明らかにすることは、不可能であり、このことは、福島第一原発事故からも明らかとなっております。

さらに、「重大事故があり得ること」の否定は、

- ①福島第一原発事故の教訓の否定、
- ②原発事故の本質（危険性）の否定、
- ③原子力規制委員会前委員長の答弁（「防災を考える場合は、大規模な事故を引き起こすのは起きるものとして考えることが基本」等）の否定、
- ④深層防護の正しい理解の否定、
- ⑤第5層の防護自体の事実上の否定、
- ⑥第5層の防護自体の否定は原子力基本法第2条2項、3項（令和6年4月1日施行）違反、
- ⑦「重大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定になります。

以上のとおり、被控訴人は人格権侵害の具体的危険の主張立証の命題について、一審判決をなぞるだけで、実質的反論を放棄しており、何ら控訴人らの主張には反論できていません。

次回期日においては、控訴人らとしては、被控訴人の主張立証に対してすべて反論しており、また、再稼働が迫っている状況もあるので、裁判所に対し結審を迫るつもりでいます。同期日でも多くの傍聴をよろしく願います。

STOP! 女川原発再稼働 さようなら原発全国集会 in 宮城

雨の中、全国から1000名を超える参加!

原発事故の不安に晒されて暮らしてはイヤ！
事故によって奪われた憲法上の人権を取り戻すぞ！
女川原発再稼働をストップ！
廃炉実現まで声を上げよう！

3月23日、仙台市民広場で開催された「STOP! 女川原発再稼働 さようなら原発全国集会 in 宮城」で原告団の齊藤弘子さんは、13年前の看護師時代の体験、原発反対運動と護憲運動を繋げた開会あいさつを行いました。

原発のない平和で静かな社会が絶対来る！
雨の中を一步、一步、進んで行こう！

共催の「さようなら原発1000万人アクション」呼びかけ人鎌田慧さんは、「能登半島地震で原発はダメということがはっきりした。原発は、金、暴力、陰謀、議会の非民主主義で作られてきた。地方を馬鹿にしている。原発の必要性はなく、畑と海があれば生きていける。」とし、「生きて

いるうちに絶対、原発は廃炉作業に進んでいく。そして、自然エネルギーが静かに電気を作る、そんな平和な社会が絶対に来る。」「絶対、平和な静かな社会が来るという信念をもって、雨の中、一步一歩行進していきたい」と原発ゼロ社会実現に向けて参加者に呼びかけました。

全国から参加した仲間たちから報告と激励を頂きました。

汚染水放出差止め訴訟を闘ういわき市議の佐藤和良さんは、「いくら薄めても汚染水だ。漁業者の漁業権を守り、住民の平穏生活権を守り、漁業者と結んだ『理解なしにはいかなる処分もしない』とした約束を反故にし

ないために訴訟を起こした。」と報告、女川と繋がって闘うことを訴えました。

柏崎刈羽原発再稼働と闘う刈羽村議の武本和幸さんは、「原発の審査基準に地殻変動が入っていない。4m隆起したら取水できなくなる。」「避難計画については「福一事故は、避難したから死者が出た」とし、新潟では大雪の時避難すると却って危険だから「避難するな！被ばくせよ！」と方針が変わったこと、それが住民に知らされていないことを指摘。

「電気は必要なく余っている。自信を持って反対運動を続けよう」と参加者に訴えました。

東海第二原発訴訟共同代表の大石光伸さんは、「能登半島地震は、原発はもう止めなさいと

いう自然からの警告」だと語り、1月13日女川での規制委員長との懇談で、村井宮城県知事が「能登半島地震の教訓を検討して、新たな知見があれば共有してほしい」と要望したことについて、「バカじゃないか！自分で検証しないで国に検証を求めると他人事だ。東海村も同じだ。県や自治体は国の下僕か」と厳しく批判し、「この闘いは住民自治の闘いであり、被災原発、老朽原発を止める取り組みを通して、自治と平穏な生活を取り戻すために闘おう」と訴えました。

なくそう原発核燃おもしろネットワークの大竹進さんは、「原発と基地の問題を取り上げ、原発は平和と守る運動だと話され、4・7反核集会の参加を呼び

かけました。
EFF仙台の青木啓さんは、政府の気候変動対策として再稼働を正当化していることは全くのウソだし、エネルギーをどうするのか、環境をどうするのか、私たちの未来はどのようなものなのか、エネルギーの民主主義を求めていきたいと話しました。

集会アプリでは、複合災害で原子力災害対策が破綻した以上、日本で原発を動かしてはいけないこと、女川原発は、事故を起こした沸騰型原発、被災原発、老朽原発であり動かさないこと、発生し続ける汚染水の海洋放出を止めること、全国の原発の運転停止を求めると集会アプリを採択して、雨の中、久しぶりの長蛇のデモ行進が続き、全国の皆様とともに岸田政権の原発推進と闘うことが確認されました。
(原告団・日野)



宮城県の避難計画

～根拠のないシミュレーションの見直し～ 平穏な生活より、原発再稼働が大事か!

能登半島地震と志賀原発の甚大な被害状況は、複合災害時の原子力災害対策「避難計画」の破綻を明らかにしました。避難計画の基本としている屋内退避どころか広域避難すらできない状況にも関わらず、宮城県は、避難時間のシミュレーションを見直したと発表しました。

「UPZ住民90%の避難先到着まで要する時間は最長41時間になった」として、自治体の指示に従って屋内退避などの行動をとることで、避難時間が短縮されるとしています。再稼働ありきのこの見直しに怒りより呆れてしまいます。

2020年の避難経路障害要因調査におけるシミュレーションでは、「UPZ住民90%の避難先到着まで要する時間は70時間」でした。今回のシミュレーションの設定は、「自主避難者を10%にしたこと」「退城時検査場を増やしたこと」「検査時間も車1台あたりの対応時間を3分から1分にしたこと」「避難対象地区を28に細分割し、経路も複数にしたこと」「津波浸水区域は徐行すれば通行可能なこと」としています。

この試算には、家屋の倒壊や道路の寸断、通信手段の途絶などが全く考慮されていません。検査場所の時間設定も根拠がなく、屋内退避などできるわけもなく、土砂災害警戒区域や津波浸水区域などは、注意報や警報ができれば通行できなくなりますし、当然、検査場所への職員の派遣も困難になります。

宮城県は、「その様な想定ではシミュレーションが出来なくなる。やむをえず設定した」として、円滑な避難に向けて「避難ルール」を住民に説明をしていくとしています。

被ばく前提で、県民の命と生活を守ろうとしない自治体の指示に従う住民が本当にいるのでしょうか。文字通り「机上の空論」「絵に描いた餅」でしかありません。